

## 制限付き一般競争入札（貸付料率）による「清涼飲料水自動販売機設置事業者」募集要領

### 1 募集物件に関する事項（設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。）

所 在	石巻市恵み野二丁目11番1
設 置 場 所	蛇田支所等複合施設1階
設 置 機 種	災害対応型でユニバーサルデザインのもの
設 置 台 数	1台
電 気 設 備	設置場所に電気コンセントあり
面 積	1.44㎡以内（自動販売機及び回収ボックス）
予定貸付料率	10%

### 2 入札参加資格

- (1) 後記4(2)の申請書類の審査後に、入札参加資格を有するとして一般競争入札参加資格審査結果通知書を受けていること。
- (2) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けてないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 個人の場合は宮城県内に住所を、法人の場合は宮城県内に本店又は支店・営業所を有し、国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しない者であること。
- (7) 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがないこと。
- (8) 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。

### 3 契約上の条件等

#### (1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号及び借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約とします。

#### (2) 販売物品

一般市場で認知、支持されているアルコール分を含まない清涼飲料水とします。また、市場価格を上回る価格での販売はしないでください。

(3) 貸付期間

貸付期間は、設置の日から3年間とします。

(4) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本市が設定する予定貸付料率10%以上で、最高の割合の貸付料率を入札したものを設置業者と決定します。

(5) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を翌月の15日までに、売上報告書を本市に提出することとし、翌月の月末までに、本市が貸付料の納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(6) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、石巻市が月毎に発行する納入通知書により指定期日（翌月末）までに納入していただきます。

(7) 機能等

①災害発生時に、石巻市が飲料の提供を必要と判断した場合には、設置業者が所有する自動販売機内の全ての飲料を無償で提供できるようにすること。

②ユニバーサルデザインとすること。（商品取出口：楽な姿勢で商品を取り出せる取り出し口、硬貨投入口：硬貨を一度に投入できる一括投入口、返却口：片手でにぎって取り出せる受け皿タイプ、紙幣挿入口：紙幣を片手でも入れられる挿入口、テーブル：商品や小物が置けるテーブル、商品選択補助ボタン：低い位置でも操作できる商品選択ボタン、返却レバー：小さい力で容易に操作ができる返却レバー）

(8) その他

自動販売機の基準、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「定期建物賃貸借契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

#### 4 入札参加申込み手続

(1) 申込受付期間及び申込先

**【受付期間】** 令和2年1月15日（水）から令和2年1月27日（月）まで（土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

**【申込先】** 石巻市穀町14番1号  
石巻市総務部管財課（市役所庁舎4階）

(2) 申請方法

本要領に添付の入札前資格審査用一般競争入札参加申請書兼受付書（P6様式）に記入、押印（実印）の上、下記の書類を添えて、総務部管財課まで持参してください。

**【個人の場合】**

- ①住民票（本籍を記載したもの）又はその写し 1通
- ②印鑑登録証明書又はその写し 1通

- ③市町村税の滞納がないことの証明書（平成30年度市町村民税及び固定資産税の納税証明書）  
1通
- ④県税に滞納がないことの証明書（宮城県が発行する証明書） 1通
- ⑤国税に滞納がないことの証明書（証明書の種類【その3の2】申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税） 1通
- ⑥3年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し）

**【法人の場合】**

- ①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又はその写し 1通
- ②印鑑証明書又はその写し 1通
- ③市町村税の滞納がないことの証明書（平成30年度市町村民税及び固定資産税の納税証明書）  
1通
- ④県税に滞納がないことの証明書（宮城県が発行する証明書） 1通
- ⑤国税に滞納がないことの証明書（証明書の種類【その3の3】法人税、消費税及び地方消費税）  
1通
- ⑥3年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し）

注 1) 証明書類は、申請日前3か月以内に発行されたものとする。

2) 市町村税の証明書は、令和元年度分の納税が完納している場合は、令和元年度の納税証明書とする。

3) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿に登録されている場合、上記【法人の場合】②～⑤に該当する書類の提出は不要とする。

4) 郵送等による受付はございません。

(3) 質問の受付

**【期 間】** 令和2年1月15日（水）から令和2年1月20日（月）まで（土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

**【提出先】** 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課

**【申請方法】** 持参、ファクシミリ、電子メール

(4) 回答書の閲覧

**【期 間】** 令和2年1月22日（水）から令和2年2月3日（月）まで（土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

**【閲覧場所】** 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 閲覧室

(5) 入札参加資格審査結果通知書の送付

入札参加申請書等の審査の結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書をファクシミリ又は電子メール等により送付いたします。この通知書は、入札当時持参していただきます。申込者の代理人が参加する場合は、委任状と一緒に持参してください。

## 5 入札の日時及び場所

- (1) 【入札日時】 令和2年2月4日(火) 午前10時30分
- (2) 【入札会場】 石巻市穀町3番15号  
太陽生命石巻ビル1階 第2臨時会議室

## 6 入札当日に必要なもの

1	一般競争入札参加資格審査 結果通知書	申込み後市より送付されるもの
2	入札書(P.7様式)	入札参加者の住所及び氏名を表に記載のこと
3	印鑑(シャチハタ等のスタ ンプ印不可)	本人の場合は、本人の印鑑(実印) 代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一 の印鑑
4	委任状(P.8様式)	法人の代表者でない方や、個人で代理人が入札 に参加される場合に必要となります
5	筆記用具	黒のボールペン又は万年筆

## 7 入札の執行

### (1) 入札

①入札書は所定の「入札書」(P.7様式)を使用していただき、入札書に必要な事項を記入、押印の上、入札していただきます。貸付料率はパーセント(小数点第2位まで)で記載してください。なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額(消費税相当額は含みません。)の割合です。

②入札参加者が1名の場合でも入札は行います。

### (2) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札参加資格の無い者がした入札
- ②記載事項の不明な入札又は記名、押印のない入札
- ③金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ④修正可能な筆記用具等を使用した入札
- ⑤同じ物件について2通以上の入札をした入札
- ⑥入札に関し不正行為のあった入札
- ⑦その他入札条件に違反した入札
- ⑧予定貸付料率を下回った貸付料率での入札

### (3) 開札

開札は、入札参加者の前で入札終了後直ちに行います。

#### (4) 落札者の決定

①開札の結果、市が事前に定めた予定貸付料率以上の入札のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者と決定します。

②落札者となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを受付順により引かせ落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない石巻市職員に代わりにくじを引かせ決定します。くじ引きを辞退することはできませんのでご注意ください。

③郵送及び電報による入札は、認めません。

#### (5) 入札結果の公表

入札結果については、入札終了後次の事項を速やかに公表します。公表の方法は、総務部管財課での閲覧及び石巻市のホームページへの掲載により行います。

①落札、不調の別

②入札参加者数

③落札貸付料率に割合

### 8 契約の締結

落札者は、「自動販売機の設置に関する賃貸借契約書」により、落札決定の日から7日以内に、契約を締結していただきます。

### 9 入札執行の延期

入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札のために要した費用を石巻市に請求することはできません。

### 10 その他

(1) 提出された申込書等は返却しません。

(2) 自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置業者の負担となります。

### 11 入札に関する問合せ先

石巻市総務部管財課管財グループ

TEL 0225-95-1111（内線4089・4088）

FAX 0225-22-4995